

Information

名義書換料の減額期間延長について

期間限定で名義書換料を下記のとおり減額致します。
昨年より実施しております「名義書換料の減額」につきまして、
大変好評につき、平成28年3月31日まで延長致します。
この機会に糸魚川カントリークラブのメンバーになりませんか？
ご希望の方は、糸魚川カントリークラブへお問合せ下さい。

◇減額期間

平成28年3月31日まで

◇対象書換種類

個人会員権及び相続・贈与(2親等内)

◇名義書換料

《個人会員》 通常価格 300,000円(税別)

上記期間内 150,000円(税別)

《相続・贈与(2親等内)》通常価格150,000円(税込)

上記期間内 75,000円(税別)

糸魚川カントリークラブ 025-552-3838